

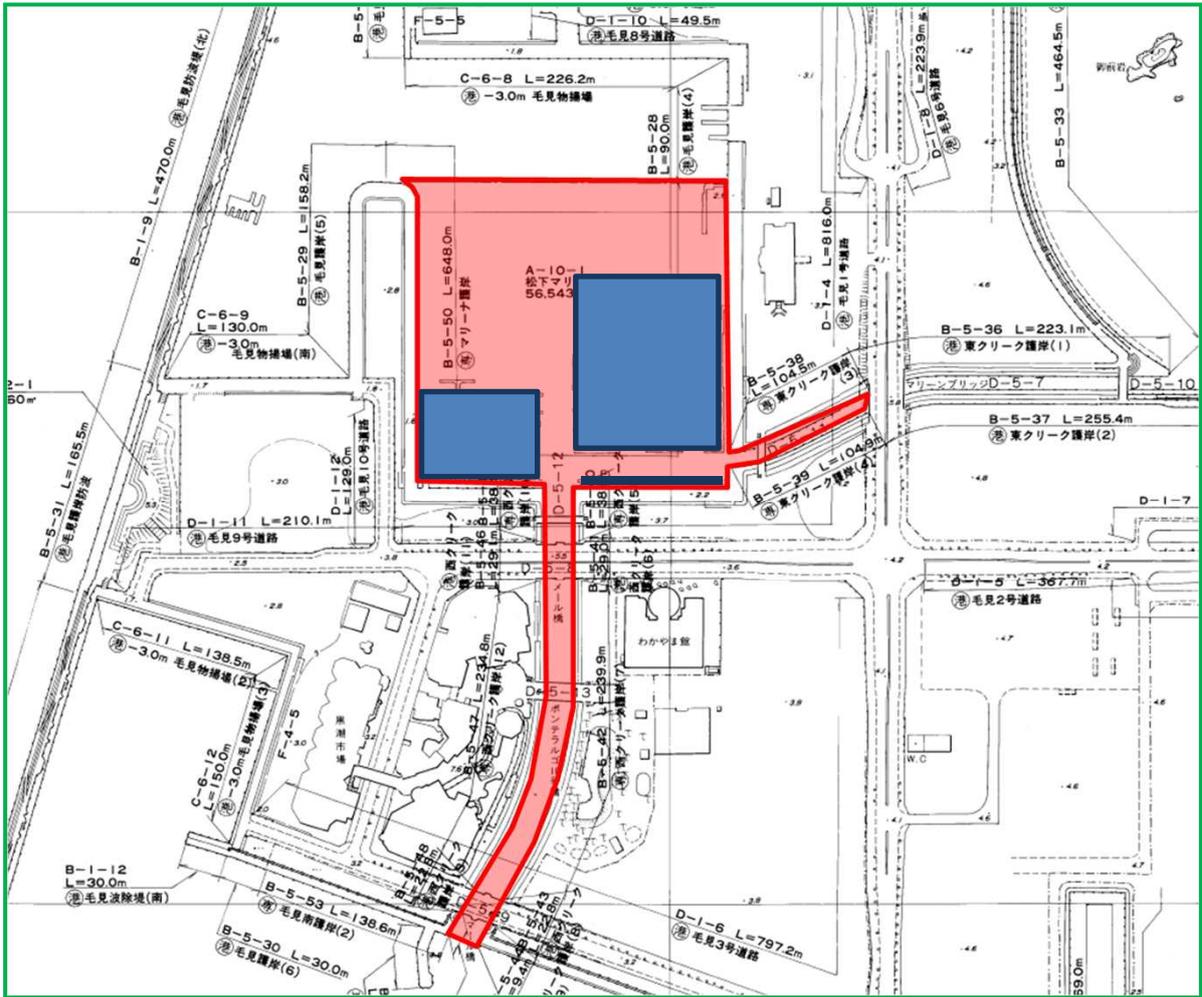
和歌山県港湾占用料等徴収条例別表第1に規定するその都度知事が定める額について

和歌山県港湾占用料等徴収条例別表第1に規定するその都度知事が定める額について、下記のとおり定めまして、公表いたします。

記

1. 水域の土地の利用に係るもの 1平方メートル 585円（年額）
2. 占用料金設定対象エリア 別紙のとおり
3. 適用開始日 令和7年4月1日

【別紙】占用料金設定対象エリア（和歌山マリーナシティ内水域の土地の利用）



占用料金設定
対象エリア



現在の
水域占用エリア

